

会議録

会議の名称	平成24年度第4回西東京市地域密着型サービス等運営委員会
開催日時	平成25年1月29日（火曜日）午後7時00分から9時00分まで
開催場所	保健福祉総合センター6階講座室2
出席者	委員：吉岡座長、井手副座長、浅野委員、石井委員、伊集院委員、猪原委員、佐藤委員、澤委員、高岡委員、田村委員、平塚委員、松岡委員 事務局：高齢者支援課担当課長以下2名 欠席：岩崎委員、中村委員、山本委員)
議題	1 前回会議録の確認について 2 新規条例の制定について 3 平成24年度に選定した事業者の進捗状況等について
会議資料の名称	配布資料 資料1 パブリックコメント実施結果
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1. 開会</p> <p>○座長： これより平成24年度第4回地域密着型サービス等運営委員会を開催する。 過半数以上の委員が参加しているので、委員会として成立している。</p> <p>事務局： 資料確認</p> <p>2. 議題 (1) <u>前回会議録の確認について</u></p> <p>○座長： それでは平成24年度第3回会議録の内容について、修正・変更などあるか。（意見なし） 前回会議録については承認する。</p> <p><u>(2) 新規条例の制定について</u></p> <p>事務局： 資料に沿って説明。(資料1)</p> <p>○座長： ただいまの説明で意見・質問等はあるか。</p> <p>○委員： 今まで国の基準であったものを、なぜ市の条例として定めるのか。</p> <p>事務局： 地方分権の流れのもと、基準についてはその地域の実情に合わせて定めた方がよい。 そのため、各市区町村が国の基準を基に、条例化することになった。</p>	

○委員：

素案骨子が既に条文の形になっているが。

事務局：

素案骨子は、国の基準をそのまま載せている。
それを基に条例案を現在作成中である。

事務局：

一般的に、国の基準は厳しいのか。
そのまま運用していくには少し不安があるが。

事務局：

国の基準について、今まで特に問題や要望等はなかったもので、国の基準が厳しいということはない。

地域密着型サービスは平成18年から制度が開始しており、グループホームは10か所、認知デイで8か所、平成23年度には夜間対応型訪問介護も開設され、今年度は、小規模多機能型居宅介護も開設している中で、整備・運営状況が厳しいという意見は特になく、そのまま国の基準を採用することにした。

○委員：

条例の制定にあたって、基準の部分で「参酌すべき基準」というのは、国の基準と同じようにしなくてよいのか、多少緩めてもよいという意味として解釈してよいのか。

事務局：

そのようにも考えられるとは思いますが、今まで地域密着型サービス事業を整備してきた中で、基準を緩めるとは考えていない。

○委員：

国の条例制定の方針を打ち出したということは、多少緩めてもよいという意味合いが含まれていると思う。あまり基準が厳しすぎると、新規参入が難しくなると思う。基準を緩めることによって事業者としても運営・経営的にも多少はやりやすくなると思う。国の方で基準を緩めてもよいと言っているので、市としてはそこをうまく活用して、より参入しやすいような環境づくりをした方がよいのではないかと。

事務局：

小規模多機能型居宅介護を例に挙げると、近隣の市では、募集をかけてもなかなか事業者が集まらないという中、西東京市においては、3事業者分公募したところ、全て応募があった。

○委員：

パブリックコメントについて、1人しかいなかったのは少ない。

事務局：

今回、全部で9つの条例についてパブリックコメントを実施した中で、他の条例で1件も意見がなかったものもある。

○委員：

パブリックコメントの募集方法について何か問題があったのではないか。

事務局：

市報とホームページに掲載した。

○座長：

他に意見・質問等はあるか。(意見なし) 全員一致で了承とする。

議題(3) 平成24年度に選定した事業者の進捗状況等について

事務局：

今後のスケジュール・事業者との協議事項について説明

○座長：

凶面で、宿泊室以外でのプライバシーの確保など、設計の段階で考慮できるところがあると思うが、そのような部分についても考慮した上でやっているのか。

事務局：

仕切りについては、日中は個室としてではなく、休憩できるようなスペースとして広々と使っていただき、宿泊する人が増えれば、仕切りをしてプライバシーの確保をする。

それは宿泊室として認められるので、その部分については事業者の考えである。

○委員：

車椅子の方へのスロープ設置は、現実的に厳しいということで、運営委員会の意見は結果的に反映されないことになるが、実際にスロープの設置をしなくても大丈夫なのか。

事務局：

やはり建物の構造上、設置することが難しいということもあり、既存のグループホームについてもスロープの設置をして運営している事業者がおらず、スロープの設置がないことで運営ができないということではない。

○委員：

らせん状の滑り台であれば、スロープほどスペースを必要とはしないと思うが。

事務局：

事業者に話をしたが、構造上やはり難しいということで回答をもらっている。

○委員：

消防法は基準を満たしているのか。

事務局：
満たしている。

○委員：
最初から車椅子を利用している人が、グループホームに入所することは難しい。
グループホーム内で車椅子を利用するという状況は、実際に入所してから容体が悪くなり、車椅子を利用せざるを得なくなったということが考えられると思う。

○委員：
グループホームで看取りの体制をとるのであれば、通常の規定では重度の方の避難は厳しい。

スロープの設置が難しい場合は、何か対策を考える必要がある。

今回の選定事業者は、3事業者とも民間事業者である。

現在、社会福祉法人としてやっているのは、1事業者だけだと思うので、今後の事業者の選定にあたっては、市としても社会福祉法人の位置づけや役割というものをもっと受け止めてもらい、生活困窮者など社会の隙間にいる人達をフォローする体制をもう少し検討していただきたい。

事務局：

今回の公募にあたって、市としても社会福祉法人の役割を認識しているので、事前に社会福祉法人に説明会の開催を案内している。実際に説明会にも社会福祉法人の方も来たが、民間事業者のみの応募だった。

今回に限らず、市としても地域密着型サービスについて、社会福祉法人に担っていただきたいとの思いはあるので、今後も地域密着型サービスの公募における説明会の開催の際には、事前に社会福祉法人に案内をしていく。

○委員：
被保護者の入所を受け入れると、どんなデメリットがあるのか。

○委員：
特別養護老人ホームで言うと、生活保護の方は所得段階が第1段階となっているが、自己負担額である居住費の部分は徴収ができない。

○委員：
それについては、生活保護の住宅扶助の手当にはならないのか。

○委員：
施設に入所している場合、住宅扶助というのは対象とならない。
施設の中の生活に必要な保護費だけが支給される。支給されるのは生活扶助、葬祭扶助、医療扶助などである。

○委員：

グループホームにおいて、生活保護の方の居住費など考えていくと、費用の上限がある程度決まると思うが、それよりもグループホームの費用が高いと支払いができなくなる。

生活保護受給者の受け入れをしているグループホームの数が少ない。

グループホームに係る費用を生活保護としての費用が出る金額に合わせれば、生活保護受給者の受け入れもより可能になると思う。

生活保護受給者でお金に困っている人が、グループホームに入所ができないという状況は残念なことである。現在、1事業者では生活保護受給者の受け入れ予定は有りとなっている。是非一床でも多く確保ができれば、地域で暮らせる生活保護の人が増える。

市として、既存のグループホームにおいても生活保護受給者の受け入れができるように、前向きな検討をしていただきたい。

○委員：

地域密着型サービスの市の条例に、例えば生活保護の方を受け入れた場合、保険者に生活保護受給者の補てん部分を負担してもらおうなど、具体的な支援があればよい。

副座長：

重度の方を受け入れることは、ADLの低下によってグループホームを退所しなければならないという現状の中で、非常にありがたいと思う。ただそれを実際に行う場合には、設備面での検討はどうしても必要となるし、事業者がどのような考えをもっているのか。

○委員：

実際にADLが低下したことによってグループホームを退所することはあると思う。

重度化した人の避難方法について、スロープ等がない場合での避難は難しいと思うが、例えば、重度化した人を1階に集めれば、避難経路も確保しやすいと思う。

入所者全員を重度化した人というのは、運営・経営上でも不可能だと思う。

看取りを要する場合は、職員の負担が重くなるので、ある程度絞り込む必要があると思う。

事務局：

重度化した人を受け入れるという部分について、事業者を確認をしたところ、実際にたくさんの重度化した人を受け入れることは難しく、あくまでも限定的である。

○委員：

スロープは建設上の問題で、いろいろと制約があると思うが、それを補うような対策をとる必要がある。命に関わるような万が一のことが起きてからでは遅いし、夜間などは職員の数も少ないことから、実際に何か起こった時、迅速に的確な判断ができるような職員の意識が求められる。

○座長：

他に意見・質問等はあるか。(意見なし)

(4) その他について

○座長：

何か意見等はあるか。

副座長：

指定更新の事業者については、特に議題がなかったがどうなのか。

事務局：

更新についても議題の対象であり、時期が近くなったら行う予定である。
認知症対応型通所介護については、来年度まとめて指定更新を行う予定である。
ただ1事業者のみ4月に更新があり、来年度の第1回開催時に行う予定である。
それ以外の事業者においては、来年度の3月31日までが更新期間となっている。

副座長：

あと他の既存の事業者の運営についても、更新以外のところでも現状を確認はしたい。

例えば、夜間対応型訪問介護については、西東京市では1か所のみということもあり、運営が大変だと話は聞いている。

開設後の事業所について、どのようにフォローをしていくのか、この委員会で何ができるかはあるが、現状がもう少しわかればよいと思う。

事務局：

夜間対応型訪問介護については、昨年7月に開設して、暫くは利用人数が40人だったが、今年度に入って50人を超えている状況である。

事業者によると、夜間のみの利用だと採算的には厳しいが、1日トータルで日中と夜間の利用をコスト計算すると、採算的には問題ないという報告は受けている。

引き続き、できる範囲で協力はしていきたい。

○委員：

西東京市で、宿泊デイは何か所で実施しているのか。

事務局：

5か所でやっている。

○委員：

利用している人については、長期で連泊している状況なのか。

事務局：東京都の実態調査があり、5事業所とも東京都が把握している宿泊デイということで申請は出ている。

連泊している人が何人いるかまでは、把握していない。

○委員：

他の都内の地域においては、2~3年も連泊している人がいる場合がある。

指定更新の時に、そのような実態をどう扱うかというのは大事になってくると思う。

事務局：

地域密着型サービスで宿泊デイのサービスは行っていない。

認知症対応型通所介護で1か所、スプリングラーを設置し、宿泊期間も6日間の限定で、地域支援事業として実施しているが、そこでは何年も連泊していることはない。

○座長：

他に意見・質問等はあるか(意見なし)

事務局：

小規模多機能型居宅介護併設のグループホームが今年度開設しているが、まだ見学会の案内をしていない。

見学会を希望されるのであれば、2月中に設定したいと思う。

○座長：

委員の方々に、見学会を希望する人はいるか。(希望者なし)

事務局：

今年度は4回開催し、皆様の貴重な意見をいただき、本当にありがとうございました。

今年度は今回で終了となる。

座長：

本日の委員会は閉会する。